

令和6年度 学校法人大阪経済法律学園ガバナンス・コードの実施状況について

令和7年1月27日 理事会

本学園では、令和3年5月24日に、日本私立大学協会の制定した「私立大学版ガバナンス・コード」を規範として、「学校法人大阪経済法律学園ガバナンス・コード」を制定し、運用しています。

この度、本ガバナンス・コードの実施状況を点検した結果をとりまとめましたので、公表いたします。

<実施状況：○=実施している、△=一部未実施、×=未実施>

ガバナンス・コード	実施状況	実施していない理由 又は今後の方針 並びに改善点
第1章 私立大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重		
1-1 建学の理念 (1) 建学の理念と養成する人材像	○	
1-2 教育と研究の目的（私立大学の使命） (1) 建学の理念に基づく教育目的等	○	
(2) 中期的な計画の策定と実現に必要な取組みについて	○	
(3) 私立大学の社会的責任等	○	
第2章 安定性・継続性（学校法人運営の基本）		
2-1 理事会 (1) 理事会の役割	○	
2-2 理事 (1) 理事の責務（役割・職務・監督責任）の明確化	○	
(2) 学内理事の役割	○	
(3) 外部理事の役割	○	
(4) 理事への研修機会の提供と充実	○	※1 参照
2-3 監事 (1) 監事の責務（役割・職務範囲）について	○	
(2) 監事の選任	○	
(3) 監事監査規程	○	
(4) 監事業務を支援するための体制整備	○	
2-4 評議員会 (1) 諮問機関としての役割	○	
(2) 評議員から意見を引き出す議事運営方法の改善に努めます。	○	
(3) 評議員会は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができます。	○	
(4) 評議員会は、監事の選任に際し、理事長が評議員会の同意を得るための審議をします。その際、事前に理事長は当該監事の資質や専門性について十分検討します。	○	
2-5 評議員 (1) 評議員の選任	○	
(2) 評議員への研修機会の提供と充実	○	※2 参照

第3章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化）		
3-1 学長 （1）学長の責務（役割・職務範囲）	○	
（2）学長補佐体制（副学長・学長補佐・学部長の役割）	○	
3-2 教授会 （1）教授会の役割（学長と教授会の関係）	○	
第4章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）		
4-1 学生に対して （1）学生の学びの基礎単位である学部等においても、3つの方針（ポリシー）を明確にし、入学から卒業に至る学びの道筋をより具体的に明確にします。	○	
4-2 教職員等に対して （1）教職協働	○	
（2）ユニバーシティ・ディベロップメント：UD	○	※3 参照
4-3 社会に対して （1）認証評価及び自己点検・評価	○	
（2）社会貢献・地域連携	○	
4-4 危機管理及び法令遵守 （1）危機管理のための体制整備	○	
（2）法令遵守のための体制整備	○	
第5章 透明性の確保（情報公開）		
5-1 情報公開の充実 （1）法令上の情報公表	○	
（2）自主的な情報公開	○	
（3）情報公開の工夫等	○	

<補足説明>

※1・※2 すべての理事・評議員・監事に対し、令和6年4月から同年5月にかけて、オンラインにより、日本私立大学協会主催「私立大学経営問題協議会」の資料を活用して、中央教育審議会大学分科会における高等教育政策の審議動向をはじめ、私立学校法改正（令和5年度改正）関連議題や令和6年度私立大学関係政府予算案（奨学金制度の改正を含む）・学校法人関係税制改正のポイント等、今後の私学振興に関する重要課題等に関する研修機会を提供しました。また、監事は、毎年度、文部科学省高等教育局私学部主催の監事研修会に参加しています。

※3 監事の監査計画については、令和4年度から、年度初めの理事会及び評議員会に報告しています。令和6年度は、第1回理事会（令和6年4月22日）、第1回評議員会（令和6年5月27日）において、監事から、「令和6年度監事監査計画」を報告しました。

以上